

○農林水産省告示第四百三十四号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第四百四十四条第一項の規定に基づき、令和八年産の秋植えばいしよ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、たまねぎ及びホップ並びに令和九年産のさとうきびに係る同項の農林水産大臣が定める二以上の金額を次のように定める。

令和八年三月二十七日

農林水産大臣 鈴木 憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

「次のよう」の部分

都道府県名	福島県	左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	<p>農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分</p> <p>1 類</p> <p>1,160円 1,040円 930円 810円 700円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。) 第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。))が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,900円 2,610円 2,320円 2,030円 1,740円 1,160円 1,040円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,980円 2,680円 2,380円 2,090円 1,790円 1,160円 1,040円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするもの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 5,390円 4,850円 4,310円 3,770円 3,230円)</p> <p>6 類 7 類</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,900円 2,610円 2,320円 2,030円 1,740円 1,160円 1,040円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,980円 2,680円 2,380円 2,090円 1,790円 1,160円 1,040円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするもの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 5,390円 4,850円 4,310円 3,770円 3,230円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円</p>	福島県の区域

